

# 青森県報

第三千三百四十五号

平成二十三年  
一月三十一日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる  
図書類の指定……………一

生活保護法による医療機関の指定……………一

右 同……………二

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………二

生活保護法による指定施術者の施術所の廃止の届出……………二

公 告……………二

大規模小売店舗の変更の届出……………二

右 同……………三

種苗生産事業者講習会の開催……………四

建設業者の許可の取消し……………四

出先機関……………四

土地改良区の定款変更の認可……………五

選挙管理委員会……………五

個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改  
正……………五

（青少年男女共同参画課）……………一

（健康福祉課）……………一

（同）……………二

（同）……………二

（同）……………二

（経営支援課）……………二

（同）……………三

（林政課）……………四

（三八地域局）……………四

（三八地域局）……………四

（三八地域局）……………五

（事務局）……………五

## 告 示

青森県告示第八十三号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条  
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十三年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者 (製作者)名	該当条項
二九六	書籍	無敵恋愛エスガール 一月号	ぶんか社	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二九九		恋愛天国パラダイス 二月号	竹書房	
三〇〇		裏モノ JAPAN 二月号	鉄人社	
三〇一		恋愛白書パステル 二月号	宙出版	

青森県告示第八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助  
のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第  
一  
号の規定により告示する。

平成二十三年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
中里デンタルク リニック	八戸市大字鷹匠小路二二	平成三・一

青森県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

事 業 者	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひいらぎ訪問看護ステーション株式会社	弘前市大字南大町一丁目一の一の三	弘前市大字南大町一丁目一の一の三	平成三・三・一

青森県告示第八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
吉田内科小児科医院 松坂医院	弘前市大字茂森町一三三 五所川原市字旭町六〇の九	平成三・三・一〇 三・三・三〇

青森県告示第八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第

五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
成田 環	つがる市木造赤根一の三〇	たまき鍼灸整骨院	五所川原市若葉一丁目二の一九	平成三・三・一六

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングパークむつ  
むつ市中央一丁目一四九外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
有限会社コンノ むつ市金谷二丁目一六の一 代表取締役 紺野愛子	有限会社コンノ むつ市金谷二丁目一六の一 代表取締役 紺野健治	平成三・三・一四
	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 福島長男	平成三・三・三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	变更日期
未定	株式会社オーランド・オブチカ 宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘三丁目一五の二 代表取締役 小島俊夫	平成 三・二二・三

四 届出年月日

平成二十三年一月十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成二十三年一月三十一日から同年五月三十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年五月三十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパークむつ

むつ市中央一丁目一四九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社横浜ファーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

2 株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇

代表取締役 井上元延

3 有限会社コンノ

むつ市金谷二丁目一六の一

代表取締役 紺野健治

4 大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 福島長男

三 変更しようとする事項

区 分	変更前	変更後	变更日期
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	六、七五四平方メートル	六、六三八平方メートル	平成 三・二二・三
大規模小売店舗の設置に關する事項	荷さばき施設の位置及び面積	三七七平方メートル（位置は届出書添付図面のとおり）	
大規模小売店舗の設置に關する事項	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	八六立方メートル	
大規模小売店舗の設置に關する事項	八六立方メートル	八六立方メートル（位置の変更のみ）位置は、届出書添付図面のとおり）	

大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	未定 開店時刻 午後八時	株式会社オーランド 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後七時
------------------	-------------------------------	--------------------	---

四 届出年月日

平成二十三年一月十三日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成二十三年一月三十一日から同年五月三十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年五月三十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項第三号イの規定により、

平成二十二年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令(昭和四十五年政令第百九十四号)第三条の規定により公告する。

平成二十三年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時及び場所

開 催 日 時	場 所
平成二十三年三月七日(月) 午前九時から 午後五時まで	所在地 青森市長島一丁目一 会 場 青森県庁西棟七階 C会議室

二 講習科目

1 種苗に関する法令

2 種苗の産地及び系統に関する事項

3 種苗の生産技術に関する事項

三 受講者の資格

青森県内に住所を有する者で、生産事業を行おうとする者又は生産事業に従事しようとする者

四 受講手続

講習を受けようとする者は、講習会開催の十日前までに、受講申込書(申込用紙は、住所を管轄する地域農林局地域農林水産部に備付けしている)に必要な事項を記入し、受講手数料として一万四千円相当額の青森県収入証紙を受講申込書に添えて青森県農林水産部林政課に提出すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、すべての講習科目を受講した者に限り交付する。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、青森県農林水産部林政課森林整備グループ(電話〇一七 七三四 九五二番)へ問い合わせること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 前田鉄工管設
- 二 氏名 前田 忠男
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字坂牛字上鳥ノ木沢三〇の七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一五三〇二号
- 五 取消年月日 平成二十三年一月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十二年十二月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、市川土地改良区の定款の変更を平成二十三年一月十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年一月三十一日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第六号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号(個人演説会等を開催することのできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

表中

本郷農村センター	"	浪岡大字本郷字岸田六
----------	---	------------

を削る。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目  
番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭